



JSG ニュースレター

重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染 拡大に伴う 2020（民国 109）年 3 月から 5 月までの各種税務申告納付期限の延長について

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大に対応するため、納税義務者、源泉徴収義務者、営利事業の責任者、会計責任者又は申告手続を委任されている代理人等に対して、重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）により隔離治療、自宅待機、自宅検疫、集中隔離又は集中検疫等の影響を受け、法定期間内に納税申告を完了させることができない場合の措置として、台湾財政部は、2020（民国 109）年 3 月 5 日付で、2020（民国 109）年 3 月から 5 月までの各種税務申告の納付期限を延長することを公表しました。

納税申告期限の延長及び追納課税の査定について、納税義務者が重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大の影響（出勤時間の減少や欠勤による経済困難等）等を受け、規定の納付期間内に税金を全納することができない場合、納税義務者は台湾の税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 26 条の関連規定により、規定の納付期間（延長期間も含む。）内に管轄の税務当局へ納税の延期又は分納を申請することも可能です。

各種税務申告の納付期限延長に伴う適用対象、申請手順及び準備すべき申請書類については、[財政部ホームページ](#)の情報を参照ください。

財政部ホームページの日本語訳（抜粋）

財政部は、税務調査徴収法第 10 条の規定により、天災、不可抗力等の要因により法に基づく所定の納税期間に遅滞や誤りが生じた場合、本件に係る管轄の税務当局は実際の状況に鑑みて納税期間を延長できると説明しています。納税義務者、源泉徴収義務者、営利事業責任者、会計責任者又は申告手続きを委任されている代理人等について、重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）により隔離治療、自宅待機、自宅検疫、集中隔離又は集中検疫（以下「治療、隔離又は検疫」という。）等の影響を受け、法定期間内に納税申告を完了させることができない場合、財政部は自主的に納税申告期限の延長を公表するとのことです。当該措置に係る説明の内容は、以下のとおりです。

一、適用対象

- (一)個人：法で定める納税申告期間に治療、隔離又は検疫を受けている場合
- (二)事業者、製造業者、営利事業又は教育、文化、公益、慈善団体又は組織：責任者、会計責任者又は申告手続きを委任されている会計師、記帳士若しくは記帳及び税務申告代理人が法で定める納税申告期間に治療、隔離又は検疫を受けている場合
- (三)源泉徴収義務者：本人、会計責任者又は申告手続きを委任されている会計師、記帳士若しくは記帳及び税務申告代理人が法で定める納税申告期間に治療、隔離又は検疫を受けている場合

二、適用を受ける税目及び延長期限

- (一)営業税、貨物税、酒税、タバコ税並びに特種貨物及び労務税の納税申告期間が2020（民国109）年3月1日から3月15日まで、4月1日から4月15日まで及び5月1日から5月15日までの場合、納税申告期限をそれぞれ2020（民国109）年3月31日、4月30日及び6月1日まで延長する。
- (二)当年度の第1四半期の査定済み賦課営業税の納税期間が2020（民国109）年5月1日から5月10日までの場合、納税期限を2020（民国109）年6月1日まで延長する。また、月ごとの査定済み賦課営業税の納税期間が2020（民国109）年3月1日から3月10日まで、4月1日から4月10日まで及び5月1日から5月10日までの場合、納税期限をそれぞれ2020（民国109）年3月31日、4月30日及び6月1日まで延長する。
- (三)2019（民国108）年度の総合所得税及び営利事業所得税の確定申告期間が2020（民国109）年5月1日から6月1日までの場合、納税申告の期限を2020（民国109）年6月30日まで延長する。
- (四)源泉徴収義務者が毎月10日までに前月分の税金を国庫に納付しなければならず、その納税期間が2020（民国109）年3月1日から3月10日まで、4月1日から4月10日まで及び5月1日から5月10日までの場合、納税期限をそれぞれ2020（民国109）年3月31日、4月30日及び6月1日までに延長する。
- (五)その他：解散事業年度に係る営利事業所得税の確定申告、清算事業年度に係る営利事業所得税の確定申告、特殊事業年度に係る営利事業所得税の確定申告及び中間納税、土地建物一体課税（中国語：房地合一所得税）等に係るものは、期限（別表1を参照のこと。）を延長する。

三、添付すべき証明書類

今回の公表における適用対象は、事前に申請を行う必要はなく、公表されている延長期限に主管機関が発行した隔離治療通

知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を提出し、
管轄の税務当局へ申告及び納税を行うのみでよい。

財政部は、地方税について 2020（民国 109）年 3 月 9 日に解釈
通達を公布し、鑑札税の納税期間を 2020（民国 109）年 4 月 1 日
から 4 月 30 日まで、家屋税の納税期間を 2020（民国 109）年 5
月 1 日から 6 月 1 日まで延長し、個人、法人及び法人格のない団体
の責任者又は会計責任者が重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）に
より治療、隔離又は検疫を受けている場合、上述の各種税金の納税
期限についてそれぞれ 6 月 1 日及び 6 月 30 日まで延長を許可し、
国税納付の延長申請の場合と同様の証明書類を添付しなければなら
ない、としています。

別表：

<https://www.mof.gov.tw/download/fea79f9374c74416a69681b0d9ea2fa3>



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織
を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよ
びそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサ
ービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド（Deloitte AP）は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファ
ームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立
した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マ
ニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービス
を提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体
的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネ
ットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供して
いるとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワ
ークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

因應嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情，公告延長 109 年 3 月至 5 月各類 稅目申報繳納期限

為因應嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情，對於納稅義務人、扣繳義務人、營利事業之負責人、主辦會計人員或受委任辦理申報之代理人等，因嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 接受隔離治療、居家隔離、居家檢疫、集中隔離或集中檢疫(下稱治療、隔離或檢疫)等事由影響，無法於法定期間內完成申報繳納稅捐者，財政部於昨(5)日公告延長今(109)年 3 月至 5 月各類稅目申報繳納期限。

對於延長申報繳納期限案件及核定補徵案件，納稅義務人如因受嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情影響(如因減班休息致經濟困難)，無法於規定繳納期間內一次繳清稅款之情形，納稅義務人亦可按稅捐稽徵法第 26 條相關規定，於規定繳納期間(含展延期間)內向該管稅捐稽徵機關申請延期或分期繳納稅款。

財政部網站摘錄

財政部說明，依稅捐稽徵法第 10 條規定，因天災、事變而遲誤依法所定繳納稅捐期間者，該管稅捐稽徵機關得視實際情形，公告延長其繳納期間。對於納稅義務人、扣繳義務人、營利事業之負責人、主辦會計人員或受委任辦理申報之代理人等，因嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 接受隔離治療、居家隔離、居家檢疫、集中隔離或集中檢疫(下稱治療、隔離或檢疫)等事由影響，無法於法定期間內完成申報繳納稅捐，該部主動公告延長申報繳納期限，內容說明如下：

一、適用對象

- (一) 個人：因於法定申報繳納期間內接受治療、隔離或檢疫者。
- (二) 營業人、產製廠商、營利事業或教育、文化、公益、慈善機關或團體：因其負責人、主辦會計人員或受委任辦理申報之會計師、記帳士、記帳及報稅代理人，於法定申報繳納期間內接受治療、隔離或檢疫者。
- (三) 扣繳義務人：因本人、主辦會計人員或受委任辦理申報之會計師、記帳士、記帳及報稅代理人，於法定申報繳納期間內接受治療、隔離或檢疫者。

二、適用稅目及展延期限

- (一) 營業稅、貨物稅、菸酒稅與特種貨物及勞務稅之申報繳納期間在今年 3 月 1 日至 3 月 15 日、4 月 1 日至 4 月 15 日及 5 月 1 日至 5 月 15 日者，申報繳納期限分別展延至今年 3 月 31 日、4 月 30 日及 6 月 1 日。
- (二) 今年第 1 季查定課徵營業稅繳納期間在今年 5 月 1 日至 5 月 10 日者，繳納期限展延至今年 6 月 1 日；按月查定課徵營業稅繳納期間在今年 3 月 1 日至 3 月 10 日、4 月 1 日至 4 月 10 日及 5 月 1 日至 5 月 10 日者，繳納期限分別展延至今年 3 月 31 日、4 月 30 日及 6 月 1 日。
- (三) 108 年度綜合所得稅及營利事業所得稅結算申報期間在今年 5 月 1 日至 6 月 1 日者，申報繳納期限展延至今年 6 月 30 日。
- (四) 扣繳義務人應於每月 10 日以前將上一月內所扣稅款向國庫繳清，其繳納期間在今年 3 月 1 日至 3 月 10 日、4 月 1 日至 4 月 10 日及 5 月 1 日至 5 月 10 日者，繳納期限分別展延至今年 3 月 31 日、4 月 30 日及 6 月 1 日。
- (五) 其他：營利事業所得稅決算、清算、特殊會計年度結算及暫繳申報、房地合一所得稅等相關展延期限(詳附表 1)。

三、應檢附證明文件

本次公告適用對象無須事前提出申請，僅須於公告展延期限內檢具主管機關開立之隔離治療通知書、隔離通知書或檢疫通知書等相關證明文件，向該管稅捐稽徵機關申報並繳納稅款。

財政部表示，地方稅部分將於今年 3 月 9 日發布令釋，使用牌照稅繳納期間在今年 4 月 1 日至 4 月 30 日及房屋稅繳納期間在今年 5 月 1 日至 6 月 1 日者，個人、法人及非法人團體之負責人或主辦會計人員，因嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 接受治療、隔離或檢疫，各該稅款繳納期限准予分別展延至 6 月 1 日及 6 月 30 日，應檢附證明文件與國稅相同。

附表：

<https://www.mof.gov.tw/download/fea79f9374c74416a69681b0d9ea2fa3>



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利